

国立市施策等評価委員会条例

令和2年3月31日条例第1号

(設置)

第1条 市が実施する施策評価及び事務事業評価について、評価の客観性及び透明性を確保するため、国立市施策等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市が実施する施策及び事業について、第三者による客観的な立場から評価を行い、その結果を市長に報告すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、市政又は行政評価について優れた識見を有する者であつて、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名するものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(公 表)

第8条 市長は、第2条の規定により報告を受けた評価の結果を公表するものとする。

(委 任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国立市事務事業評価委員会設置条例の廃止)

2 国立市事務事業評価委員会設置条例（平成26年3月国立市条例第1号）は、廃止する。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第20号を次のように改める。

(20) 施策等評価委員会委員

別表第2中

「

」を「

」に改める。